

平成30年度
エネルギー使用合理化等事業者支援事業
国庫債務負担行為分（年度またぎ事業）2次公募
公募要領

平成30年10月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)」に定める期間をいう。(以下同じ。)
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑤ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIは、当該補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ ⑤の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIは、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表(個人・個人事業主を除く。)することがあります。
- ⑧ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条の規定に基づき、刑事罰等が科されます。予め補助金に関する法令等を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

目 次

補助金を申請及び受給される皆様へ	1
事業全体の概要	4
1. 本公募の概要	
1. 1 事業名称	9
1. 2 事業目的	9
1. 3 年度またぎ事業	9
年度またぎ事業<留意事項>	10
年度またぎ事業の全体スケジュール	12
1. 4 補助対象事業者	13
1. 5 補助対象事業	16
1. 6 申請単位	10
1. 7 事業区分の申請方法	17
1. 8 補助対象設備	17
1. 9 補助対象経費	18
1. 10 補助率及び補助金額	20
1. 11 補助事業期間	21
1. 12 その他	21
2. (ア)省エネルギー対策事業	
2. 1 (ア)の補助対象設備	23
2. 2 (ア)の申請要件	23
補足① 省エネルギー効果	25
3. (イ)ピーク電力対策事業	
3. 1 (イ)の補助対象設備	29
3. 2 (イ)の申請要件	29
補足② ピーク対策効果	31
補足③ 増エネとならないこと	32
4. (ウ)エネマネ事業	
4. 1 (ウ)の補助対象設備	35
4. 2 エネマネ事業者の選定	35
4. 3 (ウ)の申請要件	35
4. 4 EMSの構成と機能について	38
4. 5 契約の考え方	40
5. 交付申請～交付決定	
5. 1 公募	43
5. 2 交付申請	43
5. 3 申請の手続代行	44
5. 4 提出書類一覧	45
5. 5 書類提出先と締切日	49
5. 6 交付決定前の変更等	50
5. 7 審査	50
5. 8 交付決定	51
5. 9 公表	51
補足④ ベンチマーク改善に資することが認められる事業	52
補足⑤ 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業	53
補足⑥ コミッショニング事業	54
補足⑦ 賃上げに取り組む企業	55
補足⑧ 地域経済牽引事業	55
6. 事業の実施	
6. 1 補助事業の開始	57
6. 2 交付決定後の計画変更等	57
6. 3 中間報告	58
6. 4 中間検査	58
6. 5 実績報告及び補助金の確定	58
6. 6 精算払請求書及び補助金の支払い	59
6. 7 取得財産等の管理	59
6. 8 補助事業の成果報告	58
6. 9 交付決定の取消し、罰則等	60
7. 資料	
7. 1 日本標準産業分類	63
7. 2 トップランナー制度対象機器	64

事業全体の概要

本紙で説明

本紙で説明		
事業区分	Ⅰ. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業 (工場・事業場単位)	
	(ア)省エネルギー対策事業	(イ)ピーク電力対策事業
詳細	P.22～P.37	P.38～P.32
事業概要	省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業。	蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、電気需要平準化時間帯(ピーク電力時間帯)の電力使用量を削減する事業。 ※ピーク電力時間帯:7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日の8時～22時のこと。
申請要件	原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能。 ①計画省エネルギー率: 1%以上 ②計画省エネルギー量: 1,000kl以上 ③費用対効果: 200kl/千万円以上 ④計画エネルギー消費原単位改善率: 1%以上	ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能。 ①計画ピーク対策効果率: 5%以上 ②計画ピーク対策効果量: 190万kWh以上 ③費用対効果: 80万kWh/千万円以上 ④計画ピーク対策原単位改善率: 1%以上
その他の申請要件	・投資回収年が5年以上の事業であること。 ・「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場等」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下省エネ法という。)に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。 ・トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみが補助対象。	
補助率	中小企業者(みなし大企業を除く) 個人事業主 会社法上の会社以外の法人	補助率 1/3 以内 ※(ウ)と同時申請で 1/2 以内
	上記以外の法人	補助率 1/4 以内 ※(ウ)と同時申請で 1/3 以内 ※原単位改善の場合は、補助率1/3以内、(ウ)と同時申請で補助率1/2以内
		以下の特定要件のいずれかを満たす事業(照明設備更新のみを補助対象とする補助事業を除く)
		①計画省エネルギー率: 1.5%以上 ②計画省エネルギー量: 1,500kl以上 ③費用対効果: 300kl/千万円以上
補助対象経費	補助率 1/3 以内 ※(ウ)と同時申請で 1/2 以内 設計費、設備費、工事費	
補助金限度額	【上限額】1事業当たり 予算額を上限とする ※平成30年度分:約1億円(年度またぎ事業1年度目分) ※平成31年度分:約5億円(年度またぎ事業2年度目分) 【下限額】1事業当たり 100万円/年度	

本紙で説明
I . 工場・事業場単位 (つづき)
(ウ)エネマネ事業
P.41～P.46
SIIに登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)※を用いて、エネマネ事業者※と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業。
※SIIホームページの公開情報から選択する。
事業所単位等で「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果※」で以下のいずれかを満たせば申請可能。
①計画省エネルギー率： <u>2%以上</u> ②計画ピーク対策効果率： <u>10%以上</u> ※計測に基づくこと
左記に同じ
(ウ)のみ申請で補助率 1/2 以内
(ウ)のみ申請で補助率 1/3 以内
左記に同じ
左記に同じ

	別冊参照
事業区分	II . 設備単位での 省エネルギー設備導入事業 (設備単位)
詳細	※年度またぎ事業に該当しない
事業概要	
申請要件	
補助率	
補助対象経費	
補助金限度額	

1. 本公募の概要

1. 事業概要

1.1 事業名称

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)(国庫債務負担行為分)

※本公募は、国庫債務負担行為分(以下、「年度またぎ事業」という。)の申請に限るものである

1.2 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、平成27年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」における5,030万kl程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

本事業は、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電気需要平準化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

1.3 年度またぎ事業

以下を満たす事業を年度またぎ事業という。

- ・「I.工場・事業場単位」の要件を満たすこと。
- ・平成30年度、平成31年度の2か年度にまたがる事業であって、平成31年2月～4月においても事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があること。

※ 外的要因とは、法令等の規定や連携する事業者間の協定、取引先との調達契約等のことをいう。定量的な根拠、契約書工程表等を提出し、外的な制約や制限があることを合理的に説明すること。

※ 2月～4月においても事業を実施せざるを得ない特段の事由について、その根拠となる資料等を提出し、合理的に説明すること。

<年度またぎ事業の事業期間>

凡例: → 事業実施期間

日程 事業 種別	平成30年度(1年度目)		平成31年度(2年度目)		
	平成31年1月	平成31年2月 ～ 平成31年3月	平成31年4月	2019年5月 ～ 2020年1月	2020年2月 ～ 2020年3月
年度 またぎ 事業	交付決定日	平成31年2月～4月に、事業実施が可能		事業完了日	

※ 年度またぎ事業の事業期間は、交付決定後から2020年1月31日までとする。

<予算額>

平成30年度分:約1億円(年度またぎ事業1年度目分)

平成31年度分:約5億円(年度またぎ事業2年度目分)

1. 事業概要

<留意事項>

① 交付申請について

事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(平成30年度分及び平成31年度分)を提出すること。

② 補助事業の計画変更について

交付決定後、事業計画に変更が生じる場合、あらかじめSIIに相談し、その指示に従うこと。

③ 概算払請求～年度末実績報告(平成30年度分)

- 補助事業者は、平成30年度中に支払う額(支払実績・予定額含む)の補助金相当額合計をSIIに概算払請求し、SIIはこれを受領後、平成30年度中に概算払いを行う。
- 補助事業者は、平成31年4月10日までに補助事業年度末実績報告書をSIIに提出し、SIIは受理した後、書類検査及び現地調査(確認検査)を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。

※ 申請時の設備導入計画と相違がある場合、補助金の返還を求める可能性がある。

※ 補助金額と概算払金額との間に差額が生じた場合には、その差額分をSIIに返還すること。なお、年度末までの実績額が概算払請求書の請求額を上回ったとしても、超えた分の補助金については支払うことはできない。

1. 事業概要

年度またぎ事業の例

- 法令等の規定により、点検の期間が2～4月に定められており、この時期にしか補助対象となる工事の実施が不可能な場合。
- 法令等の規定により点検が定められているが、具体的な時期については法令等に定められていない場合であっても、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画に基づくものであるため、補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。
- 部品や中間製品について取引先との調達契約等が締結されており、2～4月の時期に設備更新等を実施することになれば、取引先に損害を与えるおそれがある場合。
- その他2～4月においても事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があると認められる場合
(積雪や外気温等の気象の関係で、2～4月の時期でしか設備更新等を実施できない場合、事業の性格上、閑散期である2～4月でしか設備投資等が実施できない場合など)。

年度またぎ申請をしなければならない理由(具体例)

～具体例1～

「A社工場は、5月から翌年2月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。このため法定点検は3月～4月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月～4月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

～具体例2～

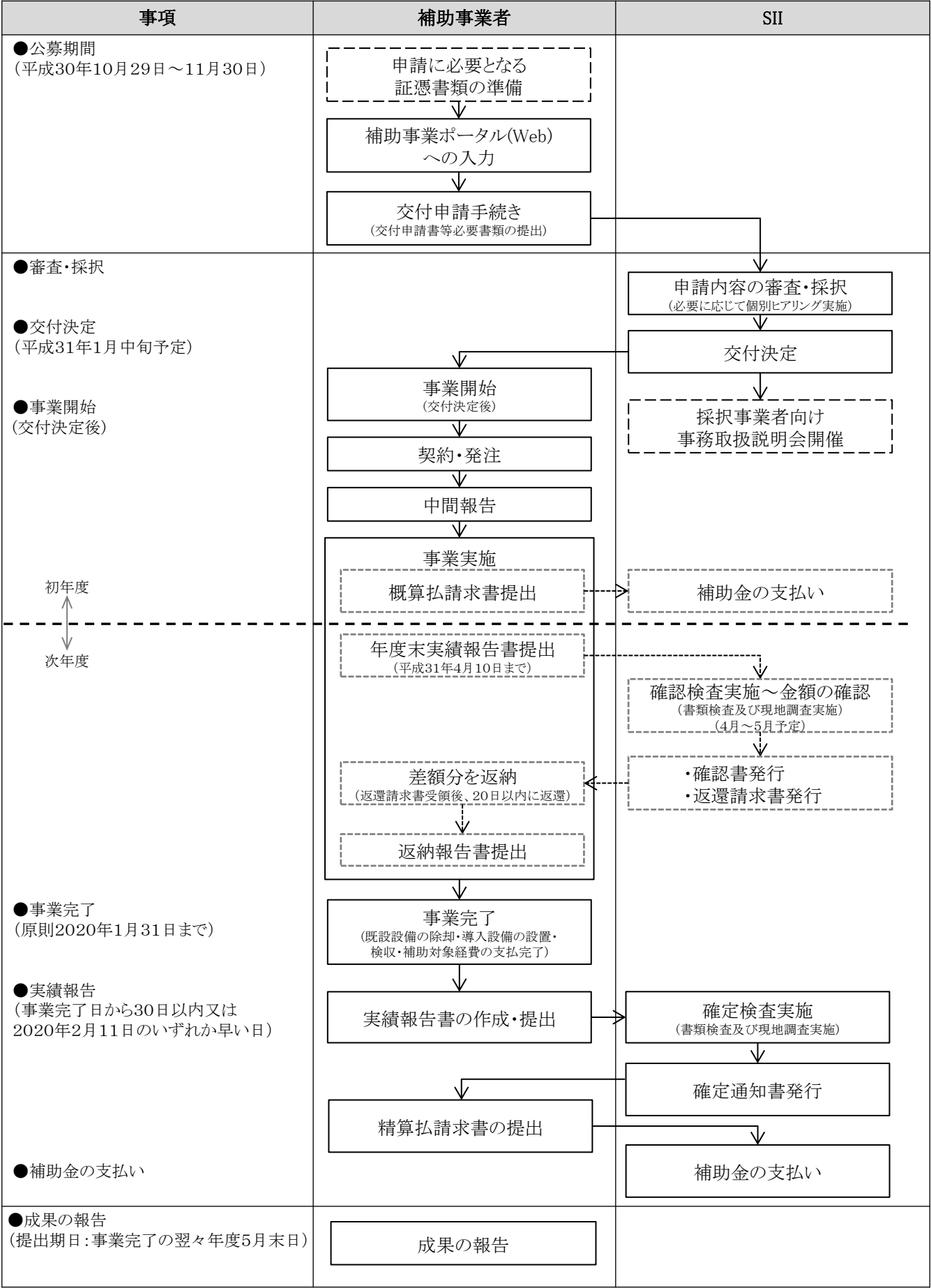
「B社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間以外は稼働することが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。」

～具体例3～

「D社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査にあわせて3月から4月のみ停止することができる。そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。」

1. 事業概要

年度またぎ事業の全体スケジュール



1. 事業概要

1.4 補助対象事業者

本補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること。
 - ※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。
 - ※ 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会に該当する事業者は認可証を提出すること。
- ② 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。
 - ※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合、導入設備の所有者と使用者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。
 - ※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合の申請は、次ページ以降を参照すること。
- ③ 本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
- ④ 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
 - ※ 直近の決算において債務超過の場合は対象外とする。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
 - ※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

1. 事業概要

➤ 共同申請に該当するケース

【複数の事業者の工場・事業場でエネルギーを一体管理している場合】

エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。

【導入設備の所有者と使用者が異なる場合の申請①】

(1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
 - 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
 - 導入による省エネルギー効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
 - ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
 - 同一事業において、設備使用者による設備購入とESCO事業者による設備購入を併用しないこと。
 - 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。また、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
- ※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積は課さない。

(2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。また、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。

なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

1. 事業概要

▶ 共同申請に該当しないケース

【導入設備の所有者と使用者が異なる場合の申請②】

- ・ 建築物の所有者が設備の設置を行い、店子はその設備を使用する場合は、建築物の所有者が申請者となり、店子との契約書等の写しを提出すること。
- ・ 申請者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出すること。
- ・ 申請者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の設備設置承諾書を提出すること。

▶ 中小企業者

中小企業基本法第2条に準じて、以下のとおり中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて
(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf) を参照のこと。

※ 資本金基準又は従業員数基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ 但し、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

1. 事業概要

1.5 補助対象事業

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等(以下「事業所」という。)において実施する次の事業を補助対象とする。

(ア)省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業。

(イ)ピーク電力対策事業

蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、電気需要平準化時間帯(ピーク電力時間帯)の電力使用量を削減する事業。

(ウ)エネマネ事業

SIIに登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いてエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業。

※SIIに登録されたEMS及びエネマネ事業者は、ホームページの公開情報から選択する。

補助対象事業は、以下の全てを満たす事業であること。

① 投資回収年が5年以上の事業であること。

(投資回収年について)

投資回収年は、以下の式で算出する。

投資回収年 = 補助対象経費[円] ÷ (計画省エネルギー量[kl/年] × 燃料評価単価[円/kl])

燃料評価単価は、以下の式で算出する。

燃料評価単価 = 平成29年4月～平成30年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円]
÷ 同期間の事業所単位の使用エネルギー量[kl]

② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場等」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」は省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。

1.6 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請すること。

※エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。(共同申請については14ページを参照。)

「工場・事業場間一体省エネルギー事業」の場合は、既設の複数の事業所のエネルギー使用量全てを一体として合算し、これを1つの申請単位とすること。

1. 事業概要

1.7 事業区分の申請方法

事業区分(ア)省エネルギー対策事業、(イ)ピーク電力対策事業、(ウ)エネマネ事業はそれぞれ単独で申請、又は、複数の事業区分の組み合わせで申請することができる。

▶ 他の国庫事業との重複

- ・本補助金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。
- ・税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

1.8 補助対象設備

(1)補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① 既存設備・システムの更新、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギー又はピーク電力対策に寄与する設備であること。但し、その設備のエネルギー使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とする。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)
- ② 更新前後で使用用途が同じであること。
- ③ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ④ 中古品でないこと。
- ⑤ エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
※ 廃熱回収等の省エネルギー効果が伴う機能やオプション又は付帯設備は、一体不可分の設備として出荷する場合は対象とする。
- ⑥ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

(2)既設の事業所を廃止して工場・事業場等を新設する場合の設備の導入は、既存設備の更新となるため補助対象設備とする。

(3)補助対象設備が、発電設備の場合、用途により、以下の補助率となる。

- ① 補助対象事業で導入する発電設備の用途が「自家発電で自家消費」となる場合
⇒ 補助対象経費(設計費、設備費、工事費)×補助率(1/2以内、1/3以内又は1/4以内)
- ② 補助対象事業で導入する発電設備の用途が「自家消費分が5割以上、かつ売電量が増加しない」場合
⇒ 補助対象経費(設計費、設備費、工事費)×補助率(1/2以内、1/3以内又は1/4以内)
×1/2

※共同申請の範囲で消費する電力については、自家消費とみなす。

1. 事業概要

➤ 「(ア)省エネルギー対策事業」、 「(イ)ピーク電力対策事業」でEMSを設置する場合の要件

(ア)又は(イ)でEMSを新設する場合は、そのEMSが以下の要件を最低限満たすこと。

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測※	• No.2の見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。 • 受電電力量の計測は必須とする。 • ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
2	見える化	• 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 • 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。
3	接続機器の制御	• 省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。 • 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
4	エネルギーデータ及び制御ログの保存	• 全計測及び入力データを保存できること。 • EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)

※ 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

(ア)又は(イ)で新設するEMSは、SIIに登録されたEMS以外についても認める。

但し、エネルギー管理支援サービスの利用料は、補助対象外とする。

1. 事業概要

1.9 補助対象経費

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(但し、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。
EMS部分	主装置・盤 計測計量機器 機械監視装置 制御機器 通信装置 モニター装置 ソフトウェア 計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネルギーに寄与するものに限る 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC※1、VAV 等 モデム、ルーター、通信PLC※2 等 監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。

※1 制御PLC(Programmable Logic Controller)
※2 通信PLC(Power Line Communication)

- (注1) 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。
- (注2) 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。
- (注3) 以下の経費については補助対象外とする。
- ・SIIが補助対象外と判断した機器、設備
 - ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
 - ・建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
 - ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
 - ・消費税及び地方消費税

➤ 自社調達を行う場合の扱い(利益等排除の考え方)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上する。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

1. 10 補助率及び補助金額

補助率は、申請者の区別により以下の通りとなる。

(ア)省エネルギー対策事業		(イ)ピーク電力対策事業	(ウ)エネマネ事業
原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能。		ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能。	事業所単位等で「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果※」で以下のいずれかを満たせば申請可能。
①計画省エネルギー率： 1%以上 ②計画省エネルギー量： 1,000kl以上 ③費用対効果： 200kl/千万円以上 ④計画エネルギー消費原単位改善率： 1%以上		①計画ピーク対策効果率： 5%以上 ②計画ピーク対策効果量： 190万kWh以上 ③費用対効果： 80万kWh/千万円以上 ④計画ピーク対策原単位改善率： 1%以上	①計画省エネルギー率： 2%以上 ②計画ピーク対策効果率： 10%以上 ※計測に基づくこと
<その他の申請要件> ・投資回収年が5年以上の事業であること。 ・「エネルギー使用量が1, 500kl以上の工場・事業場等」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」は省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。 ・トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみが補助対象。			
申請者の区分			
中小企業者 (みなし大企業を除く) 個人事業主 会社法上の 会社以外の法人	補助率 1/3 以内 >>> (ウ)と同時申請で補助率 1/2 以内		(ウ)のみ申請で補助率 1/2 以内
上記以外の法人	補助率 1/4 以内 >>> (ウ)と同時申請で補助率 1/3 以内		(ウ)のみ申請で補助率 1/3 以内
	※原単位改善の場合は、補助率1/3以内、(ウ)と同時申請で補助率1/2以内。		
	以下の特定要件のいずれかを満たす事業 (照明設備更新のみを補助対象とする補助事業を除く)		
	①計画省エネルギー率： 1.5%以上 ②計画省エネルギー量： 1,500kl以上 ③費用対効果： 300kl/千万円以上	①計画ピーク対策効果率： 7.5%以上 ②計画ピーク対策効果量： 285万kWh以上 ③費用対効果： 120万kWh/千万円以上	
	補助率 1/3 以内 >>> (ウ)と同時申請で補助率 1/2 以内		

※ みなし大企業については15ページを参照。

※ 大企業とは、会社法上の会社であって、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

上限額:1事業当たりの補助金

但し、複数事業者間で実施する「工場・事業場間一体省エネルギー事業」における1事業当たりの単年度の補助金については、平成30年度分で1億円／年度、平成31年度分で5億円／年度とする。

下限額:1事業当たりの補助金 100万円／年度 (補助金100万円未満は対象外)

1. 事業概要

1. 11 補助事業期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

※ 但し、当該発注・契約に関する3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。

② 事業完了日

・ 導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

・ 補助事業は、原則2020年1月31日(金)までに完了させること。

※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

1. 12 その他

導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

1. 事業概要

1. 13 工場・事業場間一体省エネルギー事業

複数の既存の事業所間において、生産設備の統合(※1)やユーティリティの共有(※2)によるエネルギーや生産品等の相互融通等により、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。

(※1) 複数の既存の事業所間において、製造設備を統合する事業を指す。

(※2) 隣接する既存の事業所間において、電気・熱等を供給する設備を統合する事業を指す。

(1) 同一事業者間で実施する場合

隣接又は遠隔を問わず、実施する全ての事業所を対象とする。

(2) 複数事業者間で実施する場合

原則、隣接する事業所を対象とする。

但し、隣接していない事業所間であっても、本事業実施前から配管等により直接エネルギーや生産品等の融通を行っていた場合、又は一体的にエネルギー管理を行うために、異なる事業者の複数事業所が操業している一定の区画内等に、新たにエネルギーサービスを提供する場合は対象とする。

※設備所有者・設備使用者に関わらず、当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とする。設備所有者ごとの持分比率を明記すること。

※申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。

※補助事業で導入した設備の処分制限期間内に、申請者のうちいずれか一者でも補助対象設備を処分する場合は、原則、事業全体の財産処分となるので注意すること。

(1) 及び (2) 共通要件・事項

①複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、申請可能要件を満たすこと。また、事業所ごとの原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。

②エネマネ事業者を活用する場合は、一体とした複数事業所全てに対して、エネマネ事業者との間に3年間以上のエネルギー管理支援サービス契約を締結すること。

<工場・事業場間一体省エネルギー事業の補助金限度額>

上限額: 1事業当たり 1億円/年度(平成30年度分)

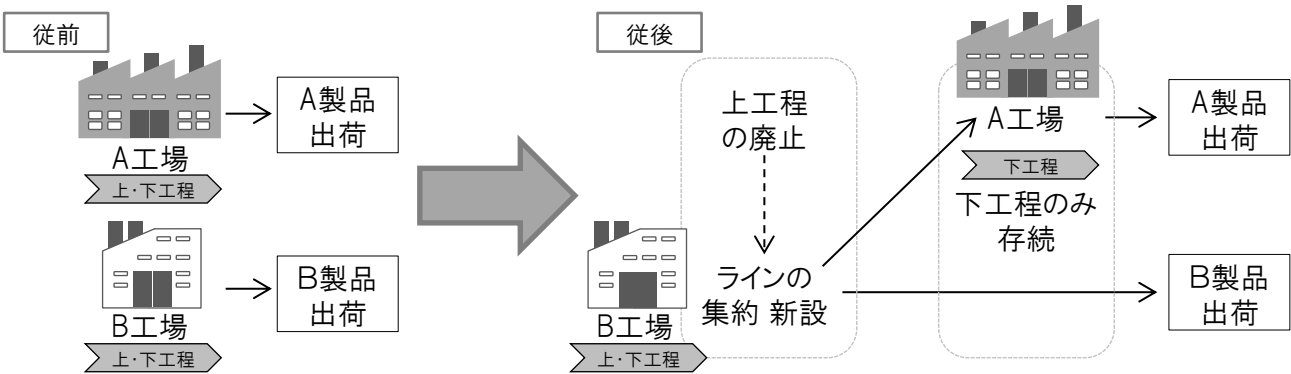
5億円/年度(平成31年度分)

下限額: 1事業当たり 100万円/年度

1. 事業概要

申請例1. 生産ラインの一体化による省エネルギー事業

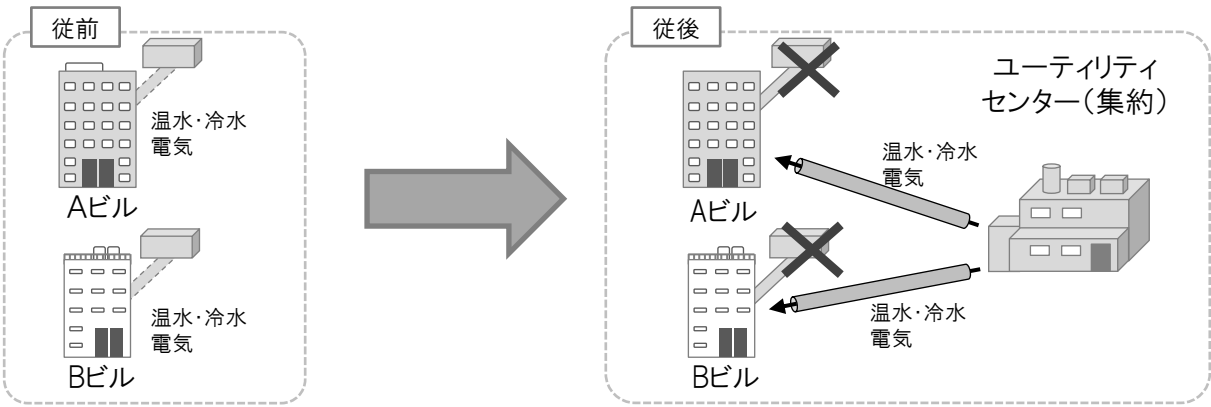
- ①A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
- ②A工場の上工程を、B工場に集約(新規設備設置)する。
- ③B工場で上工程を終えた製品をA工場に渡し、下工程を経て出荷。B工場は従来どおりに出荷。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の共同申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社

申請例2. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業①

- ① 既存のAビルとBビルがそれぞれが熱・電気を生成。
- ② AビルとBビルの熱・電気生成設備を停止。ユーティリティセンターからAビル、Bビルへ必要な配管等を敷設。
- ③ AビルとBビル両方に熱や電気を融通することで、ユーティリティセンターの高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2つのビル両方の省エネルギーを実現する。

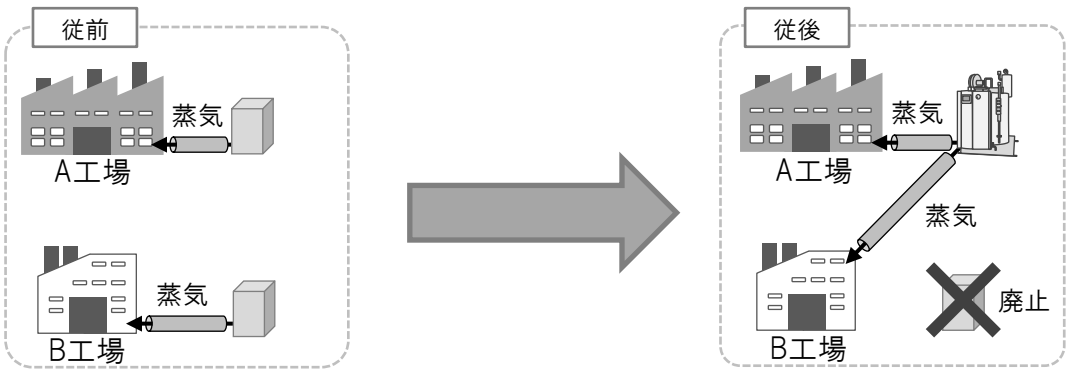


	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合	A社の単独申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (B社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	事業全体の管理者	設備の所有者
他事業者の場合 (別会社のC社が集約設備を所有)	A社、B社、C社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	C社	C社

注意) ユーティリティの共有を伴わないで、単にAビルのオフィス機能をBビルに集約するような場合、両ビルの事業前エネルギー使用量の合計に対し、(ア)の申請要件を満たせば、通常の(ア)省エネルギー対策事業として申請することができる。但し、申請に必要な証憑類は両ビル分とも必要になり、原油換算表はAビル単独、Bビル単独、A・B両ビル合計の3種類が必要となる。

申請例3. ユーティリティー設備の共有による省エネルギー事業②

- ①A工場とB工場において、それぞれ蒸気を生成。
- ②B工場の蒸気生成設備を廃止。A工場からB工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③A工場とB工場が一体となり、A工場の蒸気生成設備からB工場に蒸気を融通し、同設備の高効率運転を実現することで、2工場両方の省エネルギーを実現する。

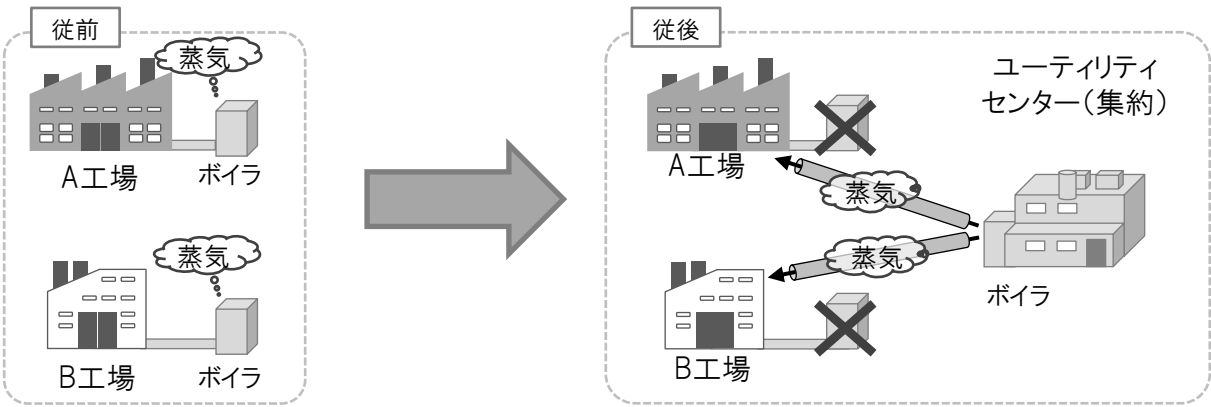


	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の 共同申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社 or B社	設備の所有者

1. 事業概要

申請例4. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業③

- ①既存工業団地において、A工場とB工場それぞれ蒸気を生成。
- ②A工場とB工場の蒸気生成設備を停止。ユーティリティセンターからA工場、B工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③A工場とB工場両方に蒸気を融通することで、ユーティリティセンターの蒸気生成設備の高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2工場両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場、 A社が集約設備所有)	A社の単独申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、 A社が集約設備所有)	A社、B社の 共同申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、 B社が集約設備所有)	A社、B社の 共同申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場 A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の 共同申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	事業全体の 管理者	設備の所有者
他事業者の場合 (A社A工場、B社B工場 C社が集約設備所有)	A社、B社、C社の 共同申請	増設設備および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	C社	C社

2. 【(ア)省エネルギー対策事業】

2. (ア)省エネルギー対策事業

(ア)省エネルギー対策事業とは

エネルギー管理を一体で行っている事業所において

省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムの新設により、省エネルギーを達成する事業。

2.1 (ア)の補助対象設備

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。
※導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既存設備や機器の能力・出力を超えてもよい。
※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外。
※既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)
- ② トップランナー制度対象機器を導入する場合は、当該導入機器の基準エネルギー消費効率を満たす設備であること。
⇒詳細はP.70 「トップランナー制度対象機器」を参照。
- ③ エネルギーマネジメントシステムを新設する場合、SIIが指定する機能要件(184ページ参照)を満たしていること。
- ④ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。

2.2 (ア)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

- ① 事業所の計画省エネルギー率が1%以上
- ② 事業所でエネルギー使用量を 1,000kl以上削減 (この削減量を「計画省エネルギー量」という)
- ③ 補助対象経費1,000万円当たりの計画省エネルギー量200kl以上となる費用対効果を生む事業
- ④ 計画エネルギー消費原単位の改善率1%以上

2. (ア)省エネルギー対策事業

(省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①から④のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画省エネルギー効果)

①から④の計算結果を、計画省エネルギー効果という。

(計画省エネルギー効果を求める算出式)

①省エネルギー率[%] ≥ 1

$$\frac{\text{事業実施前のエネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後のエネルギー使用量[kl]}}{\text{事業実施前のエネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

②省エネルギー量[kl] $\geq 1,000$

$$\text{事業実施前のエネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後のエネルギー使用量[kl]}$$

③費用対効果[kl/千万円] ≥ 200

$$\frac{\text{省エネルギー量[kl]} \times \text{補助対象設備の最長の処分制限期間(年)}}{\text{補助対象経費(千万円)}}$$

④エネルギー消費原単位改善率[%] ≥ 1

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

- ・ 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- ・ 平成29年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー消費量も増加する事業は、エネルギー消費原単位で申請することができる。
- ・ 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- ・ 5年間の成果報告の間に、生産量が平成29年度の実績を超えた上で、計画したエネルギー消費原単位の改善を達成すること。

➤ (ア)の原単位改善率の算出

個々の生産設備(例えば、製造ライン)で原単位改善率を求めるのではなく、事業所全体の原単位改善率を求めること。複数の生産設備がある場合は、加重平均で事業所全体の改善率を求める。

※原単位改善率の算出シートがあるので、詳細はSIIに問い合わせのこと。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL : 03-5565-4463 <受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

2. (ア)省エネルギー対策事業

補足① 省エネルギー効果(1)

申請する全事業区分の省エネルギー効果を統合して、以下の条件を満たすこと。

- ① 計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は、省エネルギー量の成果報告において計画値を達成することが必要となる。

※計画省エネルギー量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。

例えば、最大1000klの省エネルギーが達成できる計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。

1000kl±10%のような記載はしないこと。

※実績報告時に行う省エネルギー効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。

※事業完了から1年後の省エネルギー成果報告時に省エネルギー効果が計画省エネルギー量に対し未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

- ② 計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。

- ③ 計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、処分制限期間、継続して効果が発生しないものは含めないこと。)

また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含めないこと。

- ④ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。

- ⑤ エネルギー使用量は原油換算係数表を用いて熱量換算した上でその合計を原油換算すること。

- ⑥ 省エネルギー効果については、平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。省エネ法上のエネルギー管理指定工場は、平成29年度の定期報告書を使用してもよい。

- ⑦ 省エネルギー効果の算出に使用した置き換え対象設備及び事業所全体の実績データの確証を申請時に添付すること。

- ⑧ 燃料代替の場合、省エネルギー効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

- ⑨ 導入前後のエネルギー使用量を比較できないようにする等、不適切な対応を行い、故意に偽りの申請をした疑いがみられる場合には、不正とみなし、補助金の返還となる。

2. (ア)省エネルギー対策事業

補足① 省エネルギー効果(2)

- ※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算すること。
- ※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。
- ⇒詳細はSIIホームページに掲載の「Ⅰ.工場・事業場単位 交付申請の手引き」を参照のこと。

【原油換算係数表(燃料)】

(省エネ法施行規則(平成29年4月1日公布改正)の第4条第1項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38. 2
原油のうちコンデンセート(NGL)	1kl	35. 3
揮発油(ガソリン)	1kl	34. 6
ナフサ	1kl	33. 6
ジェット燃料油	1kl	36. 7
灯油	1kl	36. 7
軽油	1kl	37. 7
A重油	1kl	39. 1
B・C重油	1kl	41. 9
石油アスファルト	1トン	40. 9
石油コークス	1トン	29. 9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50. 8
石油系炭化水素ガス	千m ³	44. 9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54. 6
その他可燃性天然ガス	千m ³	43. 5
原料炭	1トン	29. 0
一般炭	1トン	25. 7
無煙炭	1トン	26. 9
石炭コークス	1トン	29. 4
コールタール	1トン	37. 3
コークス炉ガス	千m ³	21. 1
高炉ガス	千m ³	3. 41
転炉ガス	千m ³	8. 41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【原油換算係数表(熱)】

(省エネ法施行規則(平成29年4月1日公布改正)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1. 02
産業用以外の蒸気	1GJ	1. 36
温水	1GJ	1. 36
冷水	1GJ	1. 36

< 次ページに原油換算係数表(電気) >

補足① 省エネルギー効果(3)

【原油換算係数表(電気)】

(省エネ法施行規則(平成29年4月1日公布改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ)＝原油換算量0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般送配電事業者からの昼間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9. 97
一般送配電事業者からの夜間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9. 28
上記以外の買電	1千kWh	9. 76

3. 【(イ)ピーク電力対策事業】

3. (イ)ピーク電力対策事業

(イ)ピーク電力対策事業とは

エネルギー管理を一体で行っている事業所において

省エネルギー設備への更新、改修等、蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムの新設により、電気需要平準化時間帯(ピーク時間帯)の電力使用量を削減する事業。

※電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日の8時～22時のこと。

※自家発電設備は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く。

3. 1 (イ)の補助対象設備

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

① 事業所における、既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、ピーク電力対策に寄与し、かつ「増エネとならないこと」が確保できる設備・システムであること。

※ 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

※ 蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備等以外の設備の新設を行う場合は、全て補助対象外となる。

※ 建物自体の新築と併せて設備・システムを新設する場合は、補助対象外となる。

② トップランナー制度対象機器を導入する場合は、当該導入機器の基準エネルギー消費効率を満たす設備であること。

⇒詳細はP.70「トップランナー制度対象機器」を参照。

③ エネルギーマネジメントシステムを新設する場合、SIIが指定する機能要件(14ページ参照)を満たしていること。

④ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。

3. 2 (イ)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

但し、①～③は増エネとならないこと(詳細はP.38を参照)。

① 事業所の計画ピーク対策効果率が5%以上

② 事業所で使用する電力を190万kWh以上削減(この削減量を「計画ピーク対策効果量」という。)

③ 補助対象経費1,000万円当たりの計画ピーク対策効果量80万kWh以上となる費用対効果を生む事業

④ 計画ピーク対策効果原単位の改善率1%以上

3. (イ)ピーク電力対策事業

(ピーク対策効果計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「ピーク対策効果計算」という。

事業者は、ピーク対策効果計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う事業所単位)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①から④のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画ピーク対策効果)

①から④の計算結果を、計画ピーク対策効果という。

(計画ピーク対策効果を求める算出式)

① ピーク対策効果率[%] $\geq$ 5

$$\frac{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]} - \text{事業実施後の同時間帯の電力使用量[kWh]}}{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]}} \times 100$$

② ピーク対策効果量[万kWh] $\geq$ 190

$$\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]} - \text{事業実施後の同時間帯の電力使用量[kWh]}$$

③ 費用対効果[万kWh/千万円] $\geq$ 80

$$\frac{\text{ピーク対策効果量[kWh]} \times \text{補助対象設備の最長の処分制限期間(年)}}{\text{補助対象経費(千万円)}}$$

④ ピーク対策効果原単位改善率[%] $\geq$ 1

$$\text{ピーク対策効果原単位} = \frac{\text{ピーク時間帯の電力使用量}}{\text{ピーク時間帯の生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のピーク対策効果原単位}}{\text{事業実施前のピーク対策効果原単位}} \right) \times 100$$

- ・生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- ・平成29年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつピーク時間帯の電力消費量も増加する事業は、ピーク対策効果原単位で申請することができる。
- ・導入設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- ・5年間の成果報告の間に、生産量が平成29年度の実績を超えた上で、計画したピーク対策効果原単位の改善を達成すること。

➤ (イ)の原単位改善率の算出

個々の生産設備(例えば、製造ライン)で原単位改善率を求めるのではなく、事業所全体の原単位改善率を求めること。複数の生産設備がある場合は、加重平均で事業所全体の改善率を求める。
※原単位改善率の算出シートがあるので、詳細はSIIに問い合わせのこと。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

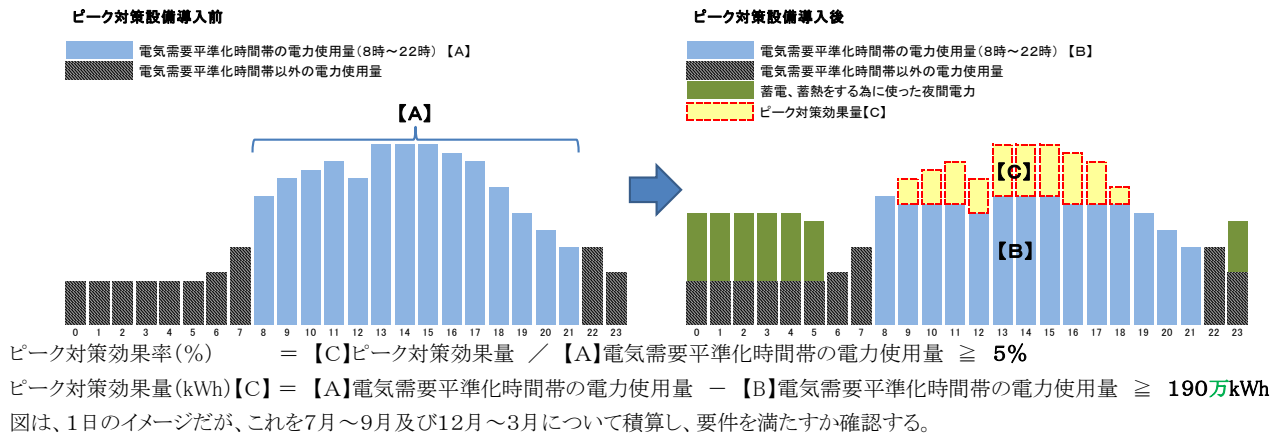
TEL : 03-5565-4463 <受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

3. (イ)ピーク電力対策事業

補足② ピーク対策効果

- ① 計画ピーク対策効果量(申請時のピーク対策効果量(kWh))は、ピーク対策効果量の成果報告において計画値を達成することが必要となる。
- ※ 計画ピーク対策効果量は、原則、①事業前の7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時までの昼間買電実績の量と、②事業後の同期間、同時時間帯の計画昼間買電量を比較して算出する。
- ※ 計画で、昼間買電を夜間買電にシフトする場合、夜間買電が増加する分は計算に含めなくてよい。「8時から22時まで」で削減できる予定の電力量全てを「計画ピーク対策効果量」として算出してよい。
- ※ 計画ピーク対策効果量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。
例えば、最大200,000kWhのピーク削減ができる計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、180,000kWhとする。200,000kWh ±10%のような記載はしないこと。
- ※ 実績報告時に行うピーク対策効果の報告は計画値とするが、事業完了から1年後の成果報告時にピーク対策効果量が計画ピーク対策効果量に対し、未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。
- ② 計画ピーク対策効果率は、削減するピーク対策時間帯の電力使用量を、ピーク対策時間帯の電力使用量全体に対する割合で示すこと。
- ③ 計画ピーク対策効果量は、年間量(電気需要平準化時間帯である、7月～9月及び12月～3月の合計)で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、処分制限期間、継続して効果が発生しないものは含めないこと。)また、他のピーク対策事業のピーク対策効果量を含まないこと。
- ④ ピーク対策効果については、平成29年度の電気需要平準化時間帯(平成29年7月1日から9月30日、及び平成29年12月1日から平成30年3月31日)の電力使用量の実績データにより算出すること。
なお、電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しておらず把握できない場合、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量から算出すること。
- ⑤ 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修の場合は、ピーク対策効果量の算出に使用した対象設備及び事業所全体の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ⑥ 一部設備・システムの新設の場合は、新規に設置する設備・システムの仕様や、事業所全体の電力使用量の実績データなどにより算出すること。
- ⑦ 燃料代替の場合、ピーク対策効果量に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。
- ⑧ ピーク電力対策に寄与する設備でも、省エネルギー効果(原油換算)を、申請書に記載すること。
(32、33ページの原油換算係数表を参照。)

申請可能要件の概念図



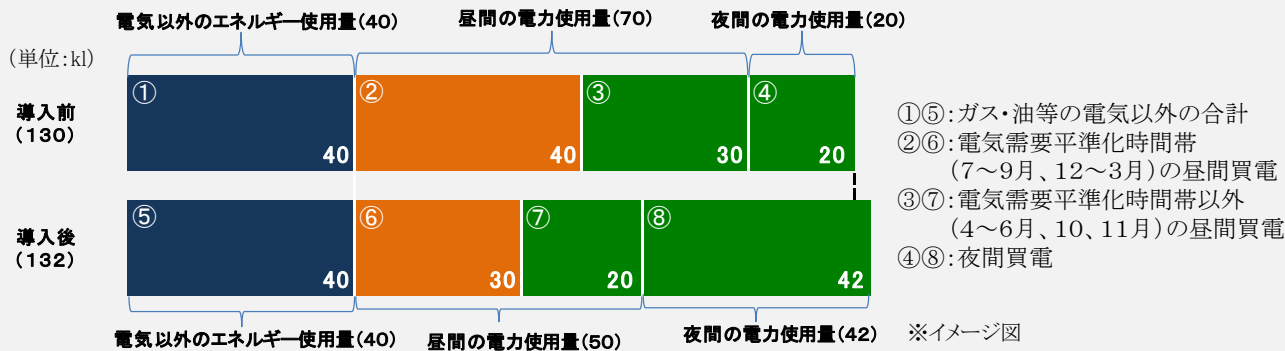
3. (イ)ピーク電力対策事業

補足③ 増エネとならないこと

「(イ)ピーク電力対策事業」でピーク対策効果率、ピーク対策効果量、費用対効果で申請する場合、「増エネとならないこと」が必須となる。具体的には、省エネ法の電気需要平準化評価係数(1.3倍)を加味した原油換算量(kl)が事業の実施後に増加していない必要がある。

○本補助金における「増エネとならないこと」の計算方法の例

蓄電池を導入の場合



電気需要平準化時間帯を1.3倍する。

算出式は以下のとおり。

$$\frac{\text{【導入後】 } ⑤ + (⑥ \times 1.3 + ⑦ + ⑧)}{\text{【導入前】 } ① + (② \times 1.3 + ③ + ④)}$$

上掲の図における数値を算出式に代入すると、1以下が得られる。したがって、「増エネに該当しない」。

$$\frac{40 + (30 \times 1.3 + 20 + 42)}{40 + (40 \times 1.3 + 30 + 20)} = 0.99$$

また、本計算は「(イ)ピーク電力対策事業」のみで確認を行うこととする。

なお、(イ)の原油換算表に、上記の検算式が入っているので、必ず確認すること。

平成25年度の省エネ法改正では、需要家側(補助事業者)における対策として以下のような改正が実施された。

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS等)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にします。

上記に伴い、電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減を行う事業の場合、これ以外の時間帯における削減量よりも改善率への寄与が大きくなるよう、電気需要平準化時間帯の電力使用量を1.3倍して評価するものとしている。

4. 【(ウ)エネマネ事業】

4. (ウ)エネマネ事業

(ウ)エネマネ事業とは

エネルギー管理を一体で行っている事業所において

SIIに登録された計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを用いて、エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業。

4.1 (ウ)の補助対象設備

「EMSのシステム・機器要件」(45ページ参照)を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

4.2 エネマネ事業者の選定

補助事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者を選定し、EMSの導入と、エネルギー管理支援サービスの提供を通じて、省エネルギー・ピーク対策を推進する。なお、エネマネ事業者はSIIへの交付申請、実績報告、成果報告を代行すること。

※補助事業者は申請・報告に必要な情報を、エネマネ事業者に提供しなければならない。

※(ウ)を含む申請の場合、事業完了後3年間成果の報告をしなければならない。

4.3 (ウ)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

- ① 事業所単位で「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上、又は計画ピーク対策効果率が10%以上。
- ② 申請者が自ら定め、合理的な説明が可能な計測・制御の範囲内で、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上、又は計画ピーク対策効果率が10%以上。但し、事業区分(ア)省エネルギー対策事業又は(イ)ピーク電力対策事業と組み合わせて申請する場合は、当該申請に係る導入する設備について、エネマネ事業を実施すること。

((ウ)に係る省エネルギー計算、ピーク対策効果計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」・「ピーク対策効果計算」という。事業者は、省エネルギー計算・ピーク対策効果計算をする範囲((ウ)は申請者自らが定める範囲)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①、②のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画省エネルギー効果・計画ピーク対策効果)

①の計算結果を、(ウ)に係る計画省エネルギー効果、②の計算結果を、(ウ)に係る計画ピーク対策効果という。

①計画省エネルギー率の算出式は、30ページを参照。

②計画ピーク対策効果率の算出式は、36ページを参照。

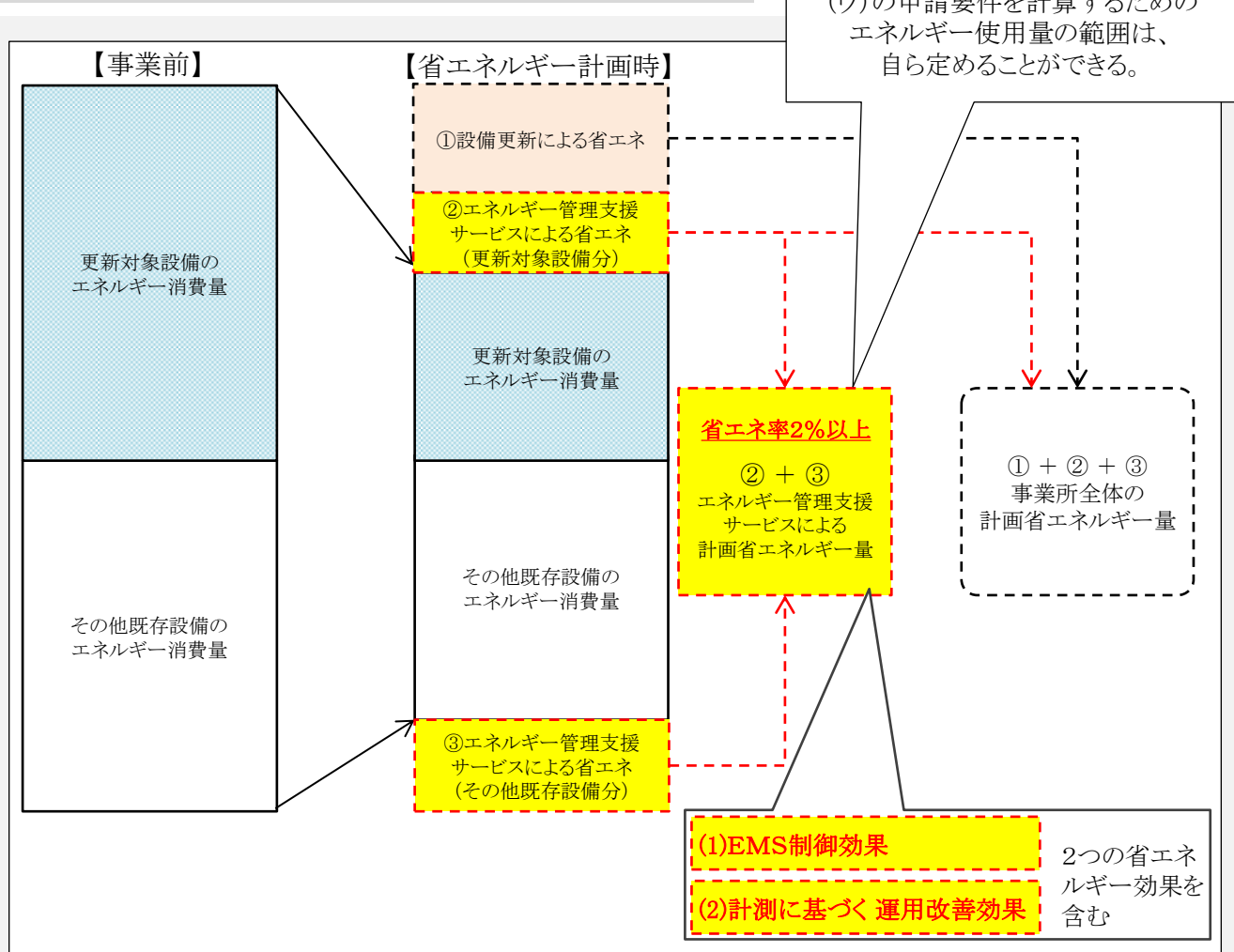
4. (ウ)エネマネ事業

➤ (ウ)の申請要件の補足

- (ウ)エネマネ事業の申請に当たっては、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めることができるが、事業評価は事業所全体の省エネルギー効果又はピーク対策効果となるため、交付申請書の事業概要に事業所全体で達成が見込まれる計画省エネルギー量[kl]、計画ピーク対策効果量[万kWh]を記載すること。
- 区分(ア)、(イ)と(ウ)を組み合わせた申請で、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めた場合には、EMS制御効果又は運用改善効果を全ての区分(ア)、(イ)の導入設備から得られること。

4. (ウ)エネマネ事業

➤「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方



計画省エネルギー効果又は計画ピーク対策効果とは、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」をあわせたものである。

(1)EMSの制御効果の例は、以下のとおり。

機器種別	判断	事例
照明	○	・制御対象照明の各回路を直接実測した値 ・各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量(OA・コンセント系)を実測し、差し引いて計算した照明の値 ・調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	・分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値(実測値に基づかないもの)
空調	○	・制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ・熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ・類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ・設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	・外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピー演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値(実際の熱負荷削減量を演算している値) ・類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

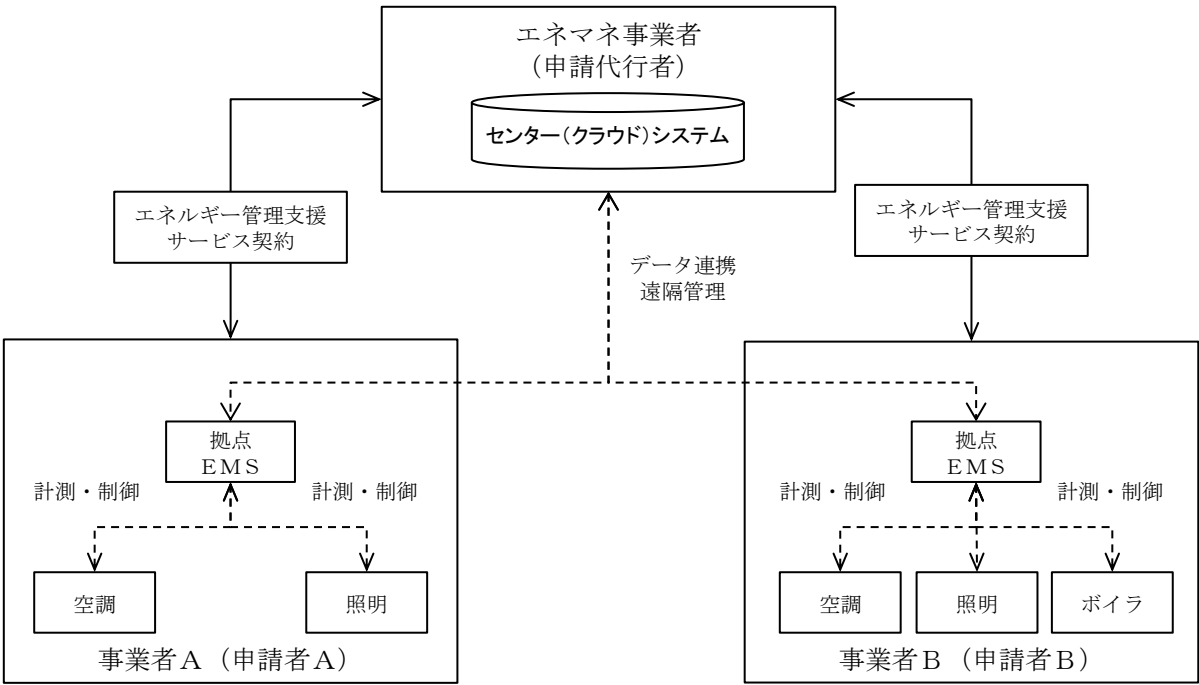
(2)エネルギー管理支援サービスによる運用改善効果の例は、以下のとおり。

- ・ポンプ複数台運転でのベース機の入替え、又は運転順序の変更
- ・分岐回路計測結果に基づく待機電力の削減、空調・照明等の消し忘れ防止徹底
- ・計測結果に基づく設備運転方法改善(コンプレッサー圧力低減、ボイラ酸素濃度調整等)

4. (ウ)エネマネ事業

4. 4 EMSの構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター(クラウド)システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成される。



エネマネ事業者ごとのエネルギーマネジメントシステムはSIIホームページ
(<https://sii.or.jp/cutback30/first.html>)を参照のこと。

4. (ウ)エネマネ事業

➤ (ウ)のEMSの要件

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	- No.2の見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。 - 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする。 - ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	- 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 - 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。 - Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	接続機器の制御	- エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。 - 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
	4	制御ログの保存	EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)
	5	短期的な通信遮断への対応(※2)	短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	- センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 - 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 - 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	- 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 - 遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、No. 2と同じ見える化機能のことをいう。
	8	データ保存(※3)	SIIが指定するフォーマットでデータ3年間のデータ報告を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
 ※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。
 ※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はSIIのホームページからダウンロードして確認すること。

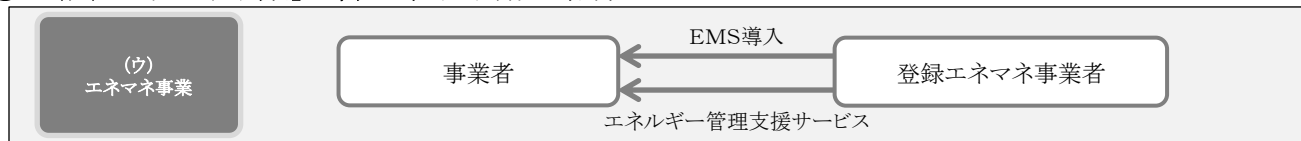
4. (ウ)エネマネ事業

4.5 契約の考え方

(ウ)エネマネ事業を実施する場合の契約の考え方は以下のとおり。

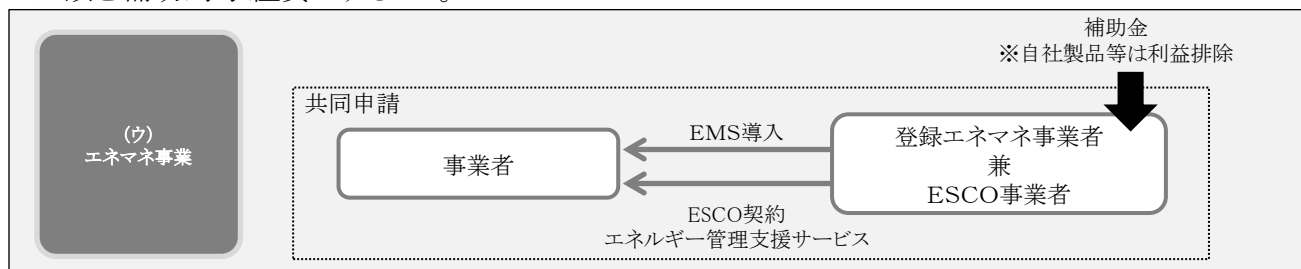
事業者が、登録エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスの契約を締結すること。エネマネ事業者は、エネルギー管理支援サービス契約に基づく省エネルギー効果・ピーク対策効果等のエネマネ事業の成果を事業完了後、3年間報告すること。

① 「(ウ)エネマネ事業」を含む単独申請の場合



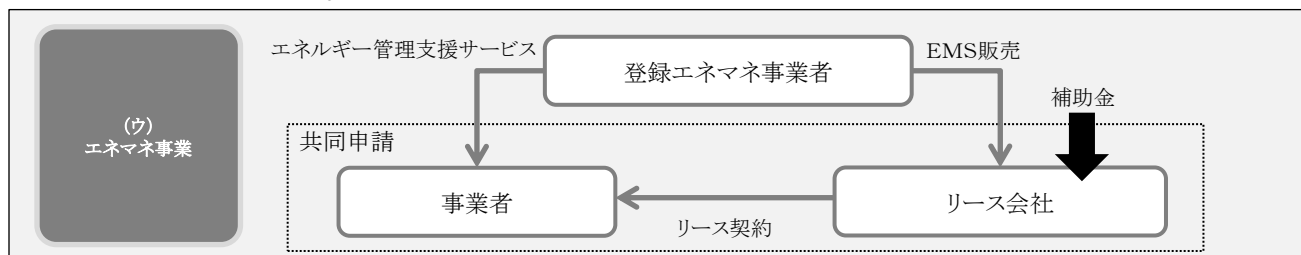
② エネマネ事業者がESCO事業者となる場合

エネマネ事業者がESCO事業者となる場合、エネマネ事業者の自社調達部分は、利益排除した額を補助対象経費とすること。

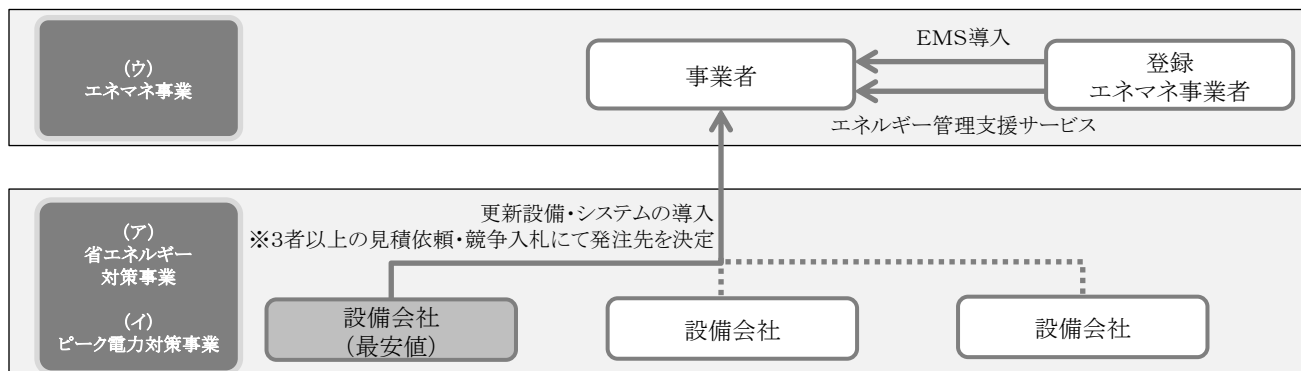


③ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者(設備使用者)とリース会社との共同申請となる。EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。



④ 「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」と組み合わせ申請の場合



5. 交付申請～交付決定

5. 交付申請 ～ 交付決定

5.1 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

平成30年10月29日(月) ～ 11月30日(金) 17時(必着)

5.2 交付申請

- 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
- 申請者は、SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ID、パスワード)を取得すること。
- 当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインし、必要事項を入力して申請書類を作成の上、全ての申請書類を一般社団法人環境共創イニシアチブ宛てに郵送すること。(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。)

※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

※ 今年度、「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」公募においてアカウント登録されている方は、既に登録されているアカウントを使用ください。

交付申請の手順

公募要領の確認

- 公募要領の内容を確認。
※ 各種補足資料(SIIホームページに掲載)も併せて確認のこと。

アカウントの登録

- SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)でアカウント登録。
※ 登録から数日以内に、メールでアカウント情報(ID、パスワード)が届く。

ポータルにログイン

- メールで通知されたURLにアクセスし、補助事業ポータルにログインする。

計画立案

- SIIホームページより実施計画書等の様式をダウンロードし、実施事業の計画を立案。

ポータルに入力

- 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力。

書類の出力

- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から申請書類を出力。
※ 自由書式の書類は別途作成すること。
※ 添付書類を取り揃えること。
※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。

書類の郵送

- 「5. 4提出書類一覧」に則り、必要書類をファイリングしてSIIに郵送。

5. 交付申請 ～ 交付決定

5.3 申請の手続代行

「(ウ)エネマネ事業」を含む申請の場合は、エネルギー管理支援サービス契約を締結するエネマネ事業者が代行申請すること。手続代行者は依頼された手続代行について、善良な管理者の注意をもって間違いや不備等のないように申請手続きを代行すること。また、SIIや申請者からの問い合わせ等に対し、確実に対応すること。

※ 手続代行者は、申請者から依頼された手続代行について、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように申請手続きの代行を行うこと。

※ 手続代行者は、SIIや申請者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

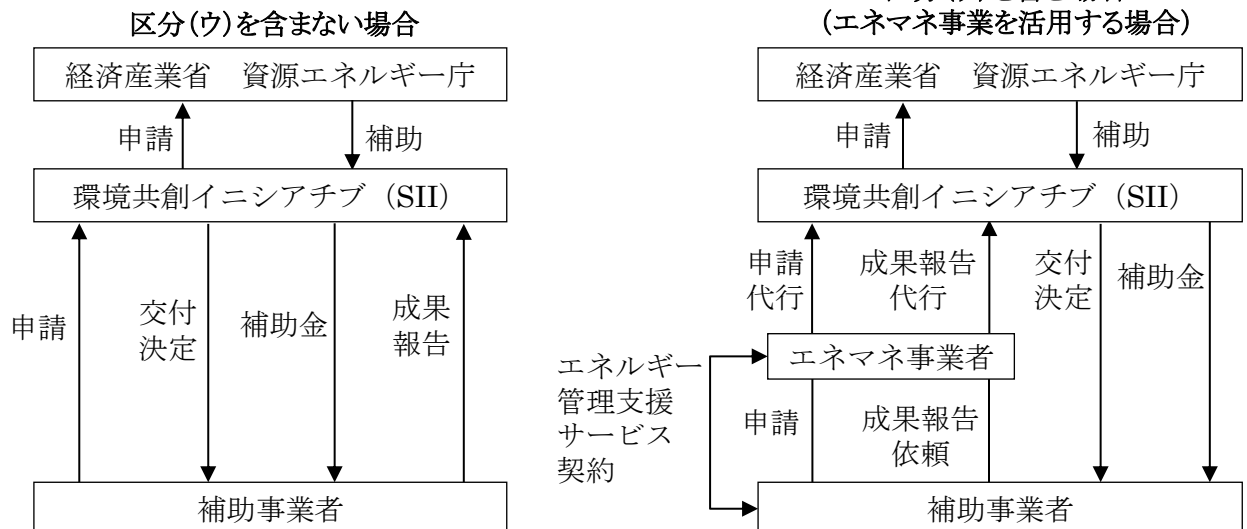
【手続代行の対象書類】

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 精算(概算)払請求書
- ⑦ 補助事業年度末実績報告書
- ⑧ 補助事業承継承認申請書
- ⑨ その他SIIが指示する手続き

(手続代行者の責務及び不正行為に対する措置)

- ・ 手続代行者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・ SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続代行者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- ・ 手続代行者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止や、当該手続代行者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

【事業実施スキーム】



5. 交付申請 ～ 交付決定

5. 4 提出書類一覧(1)

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。
「○」は該当する事業区分の実施計画書の提出が必要。
「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称		必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式
必要書類	様式第1	交付申請書(かがみ)		●	ポータルより出力 or 指定様式
	様式第1	交付申請書(2枚目)		●	ポータルより出力
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額		●	ポータルより出力
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		●	指定様式
	別紙3	役員名簿		●	指定様式
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	ポータルより出力
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	ポータルより出力
	1-1(別紙2)		手続代行申請書	○	ポータルより出力 or 指定様式
	1-1-2		資金調達計画	●	ポータルより出力
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力
	1-2		所要資金計画	△	指定様式
	1-3		発注区分表	△	指定様式
	1-4		導入前後の比較図	●	指定様式
	1-5		新設備の配置図	△	自由様式
	1-6		旧設備の撤去範囲	△	自由様式
	1-7		事業場の全体図	●	自由様式
	1-8		事業スケジュール	●	指定様式
申請区分ごとに必要書類を提出	2-1	(ア) 実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力
	2-2		省エネルギー計算	○	指定様式
	2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(ア)	○	指定様式
	2-3		所要資金計画	○	指定様式
	2-4		発注区分表	○	指定様式
	2-5		既存設備と導入設備の比較表	○	指定様式
	2-6		仕様書案	○	指定様式
	2-7		新設備の配置図	○	自由様式
	2-8		旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	3-1	(イ) 実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力
	3-2		電力使用量削減効果の計算	○	指定様式
	3-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式
	3-3		所要資金計画	○	指定様式
	3-4		発注区分表	○	指定様式
	3-5		新設備の配置図	○	自由様式
	3-6		旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	4-1	(ウ) 実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力
	4-2		省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式
	4-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式
	4-3		所要資金計画	○	指定様式
	4-4		発注区分表	○	指定様式
	4-5		新設備の配置図	○	自由様式
	4-6		システム概要図	○	指定様式
	4-7		計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式

5. 交付申請 ～ 交付決定

5. 4 提出書類一覧(2)

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。
「○」は該当する事業区分の事業計画書の提出が必要。
「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称		必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式
必要書類	5-1	事業計画書	事業計画総括表	●	ポータルより出力
	5-2		資金調達計画	●	ポータルより出力
	5-2-2		事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力
	5-3		所要資金計画	△	指定様式
	5-3-2		補助事業に要する費用の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-3-3		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-4		発注区分表	△	指定様式
	5-5		導入前後の比較図	●	指定様式
	5-6		新設備の配置図	△	自由様式
	5-7		旧設備の撤去範囲	△	自由様式
	5-8		事業場の全体図	●	自由様式
	5-9		実施計画	●	指定様式
	5-10		スケジュール	●	指定様式
申請区分ごとに必要書類を提出	6-1	(ア)事業計画書	事業計画書	○	ポータルより出力
	6-2		省エネルギー計算	○	指定様式
	6-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(ア)	○	指定様式
	6-3		所要資金計画	○	指定様式
	6-3-2		補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-3-3		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-4		発注区分表	○	指定様式
	6-5		既存設備と導入設備の比較表	○	指定様式
	6-6		仕様書案	○	指定様式
	6-7		新設備の配置図	○	自由様式
	6-8		旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	7-1	(イ)事業計画書	事業計画書	○	ポータルより出力
	7-2		電力使用量削減効果の計算	○	指定様式
	7-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式
	7-3		所要資金計画	○	指定様式
	7-3-2		補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-3-3		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-4		発注区分表	○	指定様式
	7-5		新設備の配置図	○	自由様式
	7-6		旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	8-1	(ウ)事業計画書	事業計画書	○	ポータルより出力
	8-2		省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式
	8-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式
	8-3		所要資金計画	○	指定様式
	8-3-2		補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-3-3		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-4		発注区分表	○	指定様式
	8-5		新設備の配置図	○	自由様式
	8-6		システム概要図	○	指定様式
	8-7		計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式

5. 4 提出書類一覧(3)

必須「●」が付いている場合は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。○印は該当する場合のみ提出が必要。
指定/自由：指定の場合は指定のフォーマットを使用して作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出すること。

文書番号	書類名称	必須	指定/自由	備考
添付1	会社情報	●	自由	・会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・中小企業団体等(公募要領13ページ 1.4 補助対象事業者の①)は認可証の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	自由	・直近1年分で単独決算の貸借対照表等を添付すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書) ※写しも可	●	自由	・発行から6か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付4	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本 (全部事項証明書) ※写しも可	●	自由	・発行から6か月以内のもの。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	●	自由	・工場・事業場における平成29年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場の場合は、平成29年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※「ピーク電力対策事業」に申請の場合は、電力会社から提供される検針票の「力率測定用の有効電力量」が記載されているページもコピーすること。 ※エネマネ事業の省エネ、ピーク計算で、事業所全体ではない計測、制御範囲を設定する場合は、根拠となる資料を添付すること。
添付6	生産量実績の確証	●	自由	・「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量の実績の根拠となる資料を提出すること。 ・社内で使用している管理資料等の写しでも可。 ・エネルギー管理指定工場の場合は、平成29年度定期報告書の写しを提出。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積にて代用可能。 ※集計期間は添付5とあわせること。 ・ピーク電力対策事業を行う場合はピーク時生産量の確証を提出すること。
添付7	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、および認定書の写しを添付すること。
添付8	中長期計画、数値目標、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	○	指定	・該当する場合は、該当するそれぞれの書類を添付すること。
添付9	エネルギー集約型企業の計算書	○	指定	・該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付すること。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付5 エネルギー使用量実績の確証」と合わせる。 ※計算は、企業の子会社単位で行う。
添付10	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	指定	・ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付すること。
添付11	情報技術を活用した製造設備等の統合管理による事業を証明する資料	○	自由	・該当する場合は、資料を添付すること。 ①概念図 ②情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果(設備・機器の置き換えによる省エネ効果も含む)を示したもの
添付12	コミッションング実施の証憑	○	自由	・コミッションング契約を示す資料を添付のこと。 ①性能検証報告書 ②発注者要件書 ③性能検証計画書
添付13	賃上げに取り組む企業を証明する資料	○	指定	・該当する場合は、本紙と証拠書類を添付すること。
添付14	地域経済牽引事業計画の認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付すること。
添付15	補助事業の実施体制	○	指定	・共同申請の場合は、本紙(公募要領14ページ)を提出すること。
添付16	エネルギー管理支援サービス契約書案	○	自由	・(ウ)のエネマネ事業の場合、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。
添付17	対象設備に関するリース契約書(案)	○	自由	・リースの場合は、資料添付のこと。
添付18	対象設備に関するリース料計算書	○	自由	・リースの場合は、資料添付のこと。
添付19	ESCO契約書(案)	○	自由	・ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付20	ESCO料金計算書	○	自由	・ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付21	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	・申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子(A、B…)がいる場合は、申請者と店子(A、B…)との契約書等の写しを提出すること。
添付22	設備設置承諾書	○	指定	・申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付23	事業実施に関連する事項	○	指定	・該当する場合は、本紙で詳細を説明すること。
添付24	代替燃料確保の確証	○	自由	・代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。
添付25	トッランナー機器の見積依頼仕様書(案)	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トッランナー機器の基準を満たす仕様となっていること)
添付26	トッランナー機器の確証	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付27	年度またぎ事業となる理由及びその確証	○	自由	・年度またぎ事業を実施する理由を明確に記載すること。その理由を裏付ける証書類も添付のこと。
添付28	原単位改善計画	○	自由	・原単位改善率の申請要件で申請する場合、要件を満たすことを示す資料を添付すること。

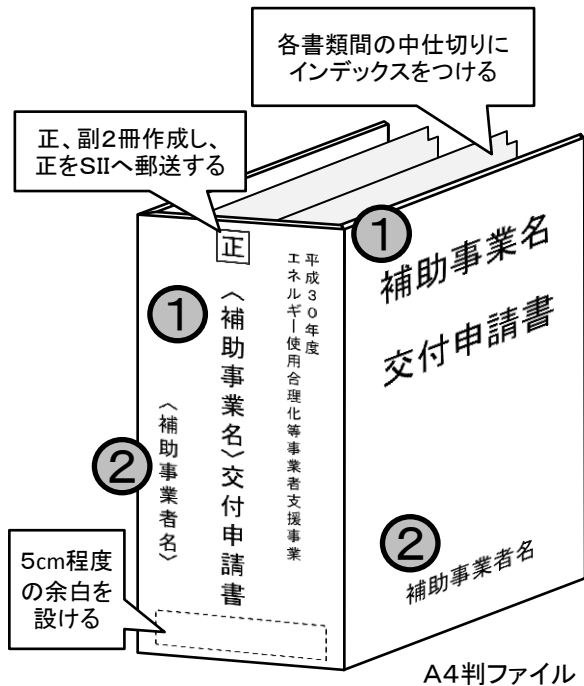
5. 交付申請 ～ 交付決定

◇ ファイリングの参考例

【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用



・ 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

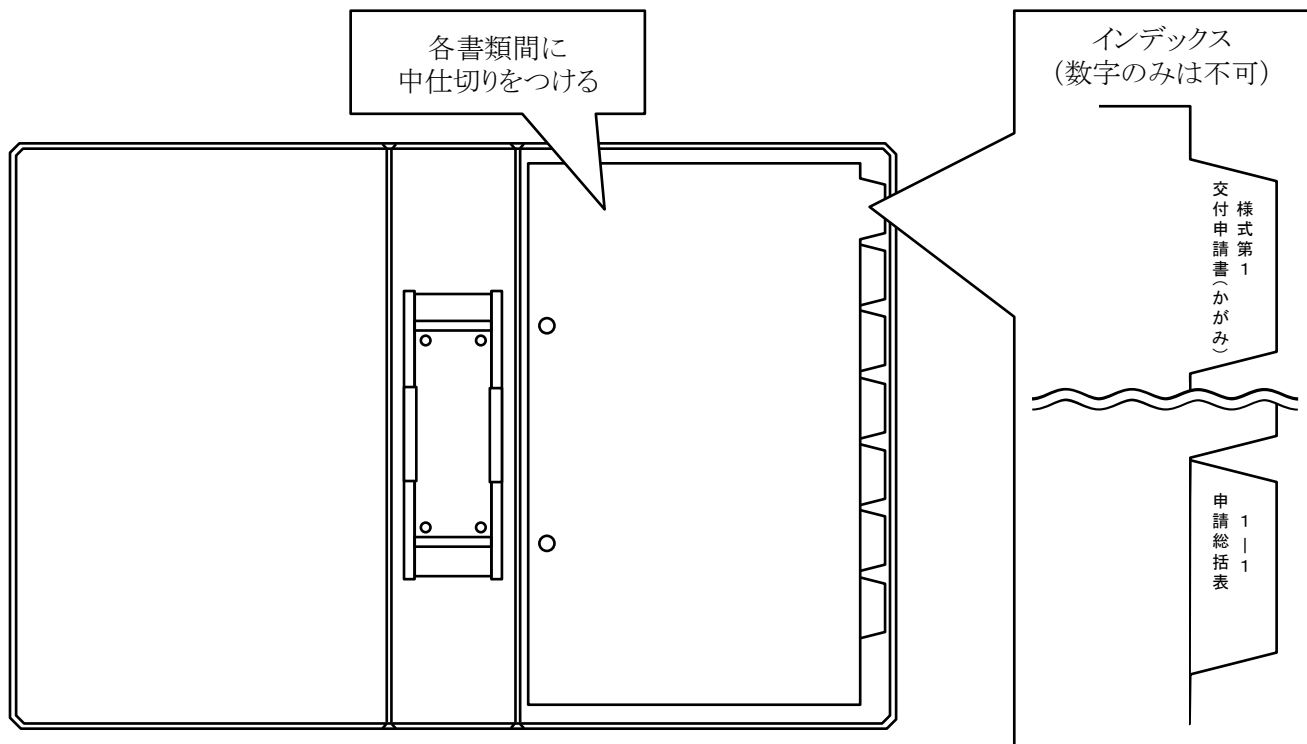
背表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

- ・ ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
- ・ 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- ・ 袋とじは不可。
- ・ 書類のホチキス留めは不可。
- ・ 提出書類は片面印刷とすること。
- ・ **申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。**

【ファイリングの方法】

- ・ 各書類の最初には、「5-4.提出書類一覧(1)～(3)」に示す提出書類の名称を記載したインデックスつきの中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスをつけない。)
- ・ ファイルラベル・インデックスを使用する場合、A4用紙などに張りつけて使用すること。



5. 交付申請 ～ 交付決定

5.5 書類提出先と締切日

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を平成30年11月30日(金)17時までに提出(必着)すること。

- ※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること(直接持ち込みは不可)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。
- ※ 「I. 工場・事業場単位」と「II. 設備単位」は郵便私書箱の番号と郵送宛先が異なるため注意すること。

《書類提出先》

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7

恒産第3ビル 7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

エネルギー使用合理化等事業者支援事業(国庫債務負担行為分)

I. 工場・事業場単位 交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「エネルギー使用合理化等事業者支援事業(国庫債務負担行為分)
I. 工場・事業場単位」交付申請書在中と記入のこと。

《お問い合わせ先》

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ

工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4463

受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>

5. 交付申請 ～ 交付決定

5. 6 交付決定前の変更等

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合は、必ずSIIへ変更届等を提出すること。変更が生じた場合は、変更届等を提出する前に予めSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	手続書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき	申請者変更届	
③住所が変わるとき	住所変更届	

5. 7 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択者を決定する。

①審査項目

- ・ 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- ・ 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

②評価項目

- ・ 省エネルギー効果及びピーク対策効果
- ・ 費用対効果(補助対象経費1千万円当たりの処分制限期間(法定耐用年数)を考慮した省エネルギー量又はピーク対策効果量)
- ・ 中小企業者、個人事業主及び中小企業団体等(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会)の省エネルギー事業

下記項目に該当する場合には評価を行う。(必要に応じて資料を添付すること。)

- ・ 中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき認定(第14条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー設備導入事業
- ・ エネルギー使用量が1,500kl未満の工場・事業場で中小企業者(みなし大企業を除く)・会社法上の会社以外の法人が実施する、中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ・ 申請者が公表している自社の省エネルギーの数値目標の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ・ ISO50001の取得事業者
- ・ 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業

<評価項目は次ページにつづく>

5. 交付申請 ～ 交付決定

- ・ベンチマーク改善に資することが認められる事業(58ページ参照)
- ・省エネ法定定期報告書(平成28、29年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業
- ・情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業(59ページ参照)
- ・コミッショニング事業(60ページ参照)
- ・賃上げに取り組む企業が実施する省エネルギー事業(61ページ参照)
- ・地域未来投資促進法の規定に基づき、承認された地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業(61ページ参照)
- ・複数事業者間の連携による省エネルギー事業
- ・先進性の高い省エネルギー技術・取り組み

③ 留意事項

- ・選定に当たり申請が多数の場合は、公募予算額の範囲でなるべく多く事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。
- ・交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。

5. 8 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書の発送をもって、補助金の交付決定について通知する。(個別の問い合わせには応じられないので予め了承のこと。)

交付決定通知書を発送する際に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

5. 9 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載(個人又は個人事業主を除く。)する。但し、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

(法人インフォメーション)

交付決定等の内容は、国の法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公開される。

(法人番号のない者(個人、任意団体等)を除く。)

法人インフォメーション : <http://hojin-info.go.jp>

5. 交付申請 ～ 交付決定

補足④ ベンチマーク改善に資することが認められる事業

以下の事業者が実施する省エネ取組は、ベンチマーク改善に資することが認められる事業とみなす。

区分	事業
1A	高炉による製鉄業 (高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業)
1B	電炉による普通鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))
1C	電炉による特殊鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))
2	電力供給業 (電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業)
3	セメント製造業 (ポルトランドセメント(JIS R 5210)、高炉セメント(JIS R 5211)、シリカセメント(JIS R 5212)、フライアッシュセメント(JIS R 5213)を製造する事業)
4A	洋紙製造業 (主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く)、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙)を製造する事業(雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く))
4B	板紙製造業 (主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙(段ボール原紙(ライナー及び中しん紙)及び紙器用板紙(白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む))を製造する事業(建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く))
5	石油精製業 (石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業)
6A	石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)
6B	ソーダ業
7	コンビニエンスストア業 (統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストア)
8	ホテル業 (旅館業法においてホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム(ダブルルーム等2人室以上の客室を含む)の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業)
9	百貨店業 (商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業)
10	食料品スーパー業 (商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業)
11	ショッピングセンター業 (統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業又は貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業) ①小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する ②主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル未満である ③共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない
12	貸事務所業 貸事務所業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)

※上記の事業内容はベンチマーク対象事業の概要を示した表のため、詳細は省エネ法で定めるベンチマーク制度に準ずる。

5. 交付申請 ～ 交付決定

補足⑤ 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業

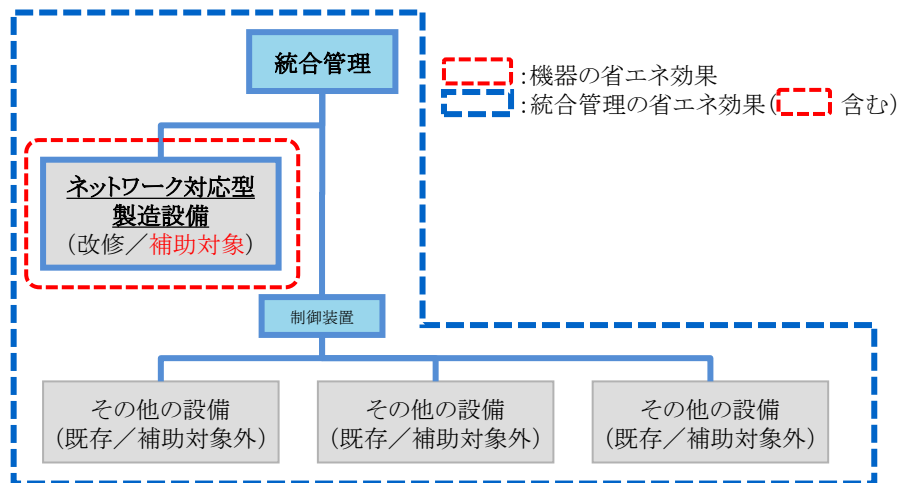
情報技術を活用して製造設備等を統合管理することで省エネと生産性向上を促す。

(1) 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業の要件

ネットワーク対応型製造設備と、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備との統合管理により、以下を実現するもの。

※ ネットワーク対応型製造設備とは、稼働状況や製造条件等のデータ取得が可能であり、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備とのデータ流通が可能なインターフェースを備えるもの。
(インターネット等のネットワークに接続し、ものづくりの現場におけるデータの収集、蓄積、分析により自社の生産性向上や顧客への新たな付加価値創出につながるもの。)

- ・ 生産管理システムとその他設備との連動
- ・ 生産最適化(設備の繁忙格差の解消、加工等の品質向上等)
- ・ 遠隔監視・遠隔操作(稼働状況を踏まえて遠隔から稼働調整その他の操作)
- ・ 他設備操作(稼働状況に連動して別の設備の稼働調整その他の操作)及び複数設備の一元管理
- ・ 予知保全(故障予知)



(2) 提出書類

当該事業である場合は以下の書類を提出すること。

① 概念図(自由書式)

ネットワーク対応型製造設備及びその他の製造設備に関し、どのようなデータを、どこから取得し、どのようなインターフェースやネットワークを介して流通させ、どのような経営課題を解決する用途に活用するのかを示し、加えて、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備との連動についても示したもの。インターフェースやネットワークに関する技術情報(国際標準である場合はその旨を記載)を記した書類も付加すること。

※概念図の中には、下記2点を必ず記載すること。

- ・ ネットワーク概要(接続手法、データの取得・流れ等)
- ・ 統合管理の活用方法(どのような経営課題を解決するのか)

② 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果(設備・機器の置き換えによる省エネ効果を含む)を示したもの(自由書式)。

【情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業のお問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局 産業機械課 TEL:03-3501-1691

5. 交付申請 ～ 交付決定

補足⑥ コミッショニング事業

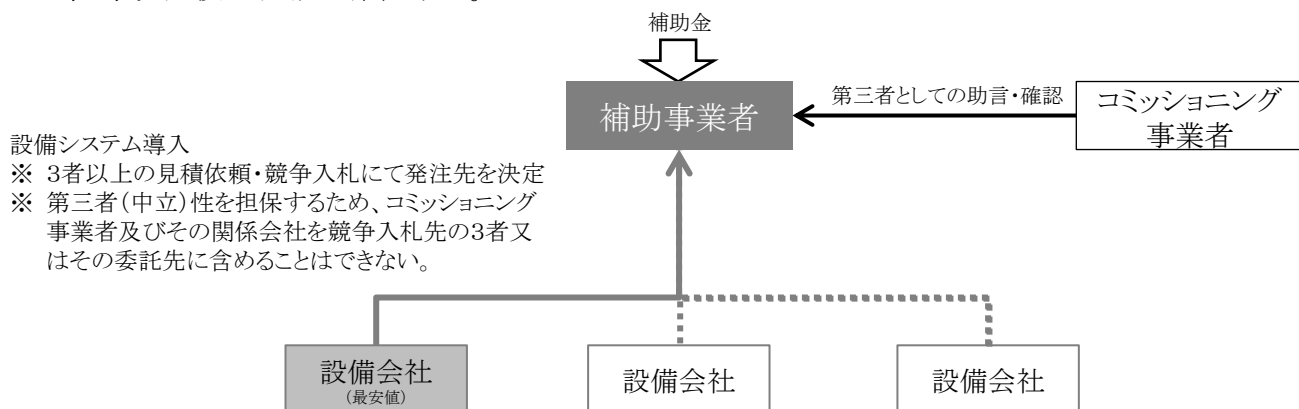
(1) コミッショニングの概要

コミッショニング(性能検証)とは、建築物やその設備について企画から設計、施工、運用までの各段階において中立的な立場から発注者への助言や必要な確認を行い、引き渡し時には機能性能試験を実施して設備の適性な運転・保守が可能な状態であることを検証する等して、発注者の要求(省エネ、コスト削減、快適性等)どおりの品質を実現するために、設計者や工事請負者以外の第三者が実施する一連の公正な作業をいう。



(2) コミッショニングのスキームについて

コミッショニングを建築物の改修に取り入れる場合、コミッショニング事業者は他の関係者以外の第三者の立場として助言・確認等を行いながら、発注者の要件を満たす最適な改修案となるように主導し、改修後は性能を確認する。



(3) 提出書類

当該事業である場合は以下の書類を提出すること。

- ① 性能検証報告書(調査フェーズ)
- ② 発注者要件書(調査フェーズ)
- ③ 性能検証計画書(対策実施フェーズ)

但し、コミッショニングを実施する事業であることを確認するものとして、性能検証専門技術者(CxTE)の資格証明又は性能検証技術者(CxPE)の登録証明もしくは、コミッショニングの実施実績を求めることがある。

(4) 留意点

- ・ コミッショニング事業者について、第三者(中立)性が担保できていないことが判明した場合には、不正とみなし、補助金を返還させる。
- ・ (ウ) エネマネ事業を活用する場合、コミッショニングを実施する事業として申請することはできない。
- ・ コミッショニングそのものに係る費用については、補助対象外とする。

【コミッショニングに関するお問い合わせ先】

建築設備コミッショニング協会：<http://www.bsca.or.jp/>

5. 交付申請 ～ 交付決定

補足⑦ 賃上げに取り組む企業

以下①から③のいずれかに該当し、かつその内容を証明する根拠書類の提出があった場合は、賃上げ等への取り組みを行っている企業とみなす。

- ① 企業による従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校や大学の授業料などに対する企業による補助総額)が給与支給総額の1%以上である企業
- ② 以下のいずれも満たす賃上げを実施している企業
 - ・平成29年度の給与支給総額が、平成28年度と比較して1%以上増加
 - ・平成30年度の給与支給総額を平成29年度と比較して増加させる計画
- ③ 平成30年度の給与支給総額を平成29年度と比較して1%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業

※研修の実施や賃金増加の比較等の証拠書類は、源泉徴収票の写し、領収書、賃金台帳等を添付書類として提出すること。

※給与支給総額を増加させる計画の証拠書類は、企業が表明した計画の内容を、従業員の代表が署名押印をもって証明する書面でも認める。

補足⑧ 地域経済牽引事業

本事業では、地域未来投資促進法に基づき、事業者が策定し、都道府県知事に承認された地域経済牽引事業計画について、当該計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所において行う省エネルギー設備の導入について、地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業として扱う。

＜参考＞地域経済牽引事業計画について

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。スキームについては、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業※計画を、都道府県知事が承認する。また、国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

※地域経済牽引事業の定義(要点)

- ① 地域の特性を活かす
- ② 高い付加価値を創出
- ③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

●地域経済牽引事業に関するお問い合わせ先

＜経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム＞

TEL:03-3501-1587

6. 事業の実施

6. 事業の実施

6.1 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと。
(交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。)
※ 交付決定前に既存設備の事前撤去を行わざるを得ない場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、申請書番号と撮影日を記載したA3用紙と既存設備が写った写真及び撮影位置を記載した図面等を必ず用意しておくこと。
- 補助事業者は、事業の実施に当たって、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること。競争入札等によることが困難又は不適当である場合を除き、原則3者以上の競争により決定すること。
※ 3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。
※ 原則、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。(仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。)
※ 見積依頼先に同一資本関係にある法人(関係会社等)が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。

6.2 交付決定後の計画変更等

- 補助事業の内容を変更する場合には、必ずSIIの変更承認を得ること。
- 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	手続き書類の名称	備考
① 補助事業の内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	システムや機器の仕様、数量、金額等が変わるとき
	事業計画変更届	金額等の変更がないとき
② 事業完了が遅れると見込まれるとき	補助事業事故報告書	事前にSIIと連絡をとること

※ 代表者、事業者名又は住所を変更した場合は、変更届を提出する必要があるため、必ずSIIへ連絡すること。

6. 事業の実施

6.3 中間報告

補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

① 既存設備写真の提出

補助事業者は、既存設備写真等の書類一式を一般社団法人環境共創イニシアチブ宛てに郵送すること(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと)。

② 補助金振込口座の登録

補助事業者は、補助事業ポータル上で補助金振込口座の登録を行うこと。

※ 補助事業ポータルへの登録に当たっては、正確な情報を入力するよう留意すること。

6.4 中間検査

SIIは、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがある。

6.5 実績報告及び補助金の確定

① 補助事業の完了

- 補助事業者が、導入された省エネルギー設備等を検収の上、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。
- 補助事業者は、原則2020年1月31日(金)までに補助事業を完了させること。
- 支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込等)とすること(割賦払いや手形払い等は不可)。

② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2020年2月11日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書をSIIに提出すること。
※ エネマネ事業者を活用する場合、エネマネ事業者が提出を代行すること。
- SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

※ 申請どおりの省エネルギー効果等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。

実績報告時に行う省エネルギー効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出すること。

※ 申請どおりの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。

※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とする。

6. 事業の実施

6. 6 精算払請求書及び補助金の支払い

- ・ 補助事業者は、SIIから確定通知書を受理した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ・ SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。

6. 7 取得財産等の管理

- ・ 補助事業者は、補助事業の完了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- ・ 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出の上、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

6. 8 補助事業の成果報告

補助事業者は、事業完了日からエネルギー使用量等のデータを取得し、成果報告として、**翌年度4月～3月**の省エネルギー実績を翌々年度5月末日までにSIIへ報告すること。

- ※ 成果報告時の省エネルギー量等の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合や、データを取得していなかった場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。
- ※ (イ)ピーク電力対策事業の場合は、電気需要平準化時間帯の電力使用量等のデータの取得、電力使用量実績データを基に、ピーク対策効果量を算出し、SIIに報告すること。
- ※ エネマネ事業者を活用する場合は、エネマネ事業者が成果報告を代行し、(ア)、(イ)、(ウ)の各区分ごとの効果の実績値を提出すること。エネマネ事業者は原則、補助事業完了後3年間、データ報告すること。
- ※ 交付申請時に「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」の原単位改善率の効果で交付決定を受けた場合は、原則、補助事業完了後5年間、生産量及び原単位改善率の報告を行うこと。
- ※ 導入した補助対象設備などに関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

< 注意事項 >

- ・ 稼働条件変更や生産量増減の影響により、申請時点の計算条件と合わなくなった場合は、**申請時点の条件に合わせる補正計算**を行うこと。
 - ※ 詳細は、交付決定後に案内する事務取扱説明書を参照のこと。

6. 事業の実施

6. 9 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 資料

7.1

大分類		中分類	分類項目名		大分類	中分類	分類項目名			
A	農業、林業	01	農業			卸売業・小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業		
		02	林業				54	機械器具卸売業		
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)				55	その他の卸売業		
		04	水産養殖業				56	各種商品小売業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業				57	織物・衣服・身の回り品小売業		
			58	飲食料品小売業						
D	建設業	06	総合工事業				59	機械器具小売業		
		07	職別工事業(設備工事業を除く)				60	その他の小売業		
		08	設備工事業				61	無店舗小売業		
E	製造業	09	食料品製造業				J	金融業・保険業	62	銀行業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業		63	協同組織金融業				
		11	繊維工業		64	貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関				
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)		65	金融商品取引業、商品先物取引業				
		13	家具・装備品製造業		66	補助的金融業等				
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業		67	保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)				
		15	印刷・同関連業		K	不動産業、物品 賃貸業			68	不動産取引業
		16	化学工業				69	不動産賃貸業・管理業		
		17	石油製品・石炭製品製造業				70	物品賃貸業		
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		
		19	ゴム製品製造業				72	専門サービス業(他に分類されないもの)		
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業				73	広告業		
		21	窯業・土石製品製造業				74	技術サービス業(他に分類されないもの)		
		22	鉄鋼業				M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		23	非鉄金属製造業						76	飲食店
		24	金属製品製造業						77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		25	はん用機械器具製造業		N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		26	生産用機械器具製造業				79	その他の生活関連サービス業		
		27	業務用機械器具製造業		80	娯楽業				
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		O	教育、学習支援業	81	学校教育		
		29	電気機械器具製造業				82	その他の教育、学習支援業		
		30	情報通信機械器具製造業		P	医療、福祉	83	医療業		
		31	輸送用機械器具製造業				84	保健衛生		
		32	その他の製造業				85	社会保険・社会福祉・介護事業		
		F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業		Q	複合サービス事業	86	郵便局
34	ガス業			87	協同組合(他に分類されないもの)					
35	熱供給業			R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業			
36	水道業					89	自動車整備業			
G	情報通信業	37	通信業			90	機械等修理業(別掲を除く)			
		38	放送業			91	職業紹介・労働者派遣業			
		39	情報サービス業			92	その他の事業サービス業			
		40	インターネット附随サービス業			93	政治・経済・文化団体			
		41	映像・音声・文字情報制作業			94	宗教			
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業			95	その他のサービス業			
		43	道路旅客運送業			96	外国公務			
		44	道路貨物運送業			S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務	
		45	水運業		98			地方公務		
		46	航空運輸業							
		47	倉庫業		T	分類不能の産業				
		48	運輸に附帯するサービス業							
49	郵便業(信書便事業を含む)									
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業							
		51	繊維・衣服等卸売業							
		52	飲食料品卸売業							

7. 資料

7.2 トップランナー制度対象機器

トップランナー制度対象機器で●印の品目は、基準エネルギー消費効率を満たすこと。基準エネルギー消費効率については、資源エネルギー庁のホームページを参照のこと。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

No.	トップランナー対象品目	合理化補助対象設備(例)		トップランナー基準適用有無	
				業務用	家庭用
1	エアコンディショナー	電気式パッケージエアコン	空冷式	●	●
			水冷式	-	-
			寒冷地仕様	-	-
		ガスヒートポンプエアコン		-	-
		チリングユニット		-	-
		吸収式冷凍機		-	-
		ターボ冷凍機		-	-
		チラー		-	-
2	照明器具 (蛍光灯のみを主光源とするもの)	電球形蛍光灯		●	●
		蛍光灯器具		●	●
3	電球形LEDランプ	LEDダウンライト		●	●
4	テレビジョン受信機	テレビ			●
5	複写機	複写機			●
6	電子計算機	パソコン			●
7	磁気ディスク装置	磁気ディスク			●
8	乗用自動車	乗用車			●
9	貨物自動車	貨物車			●
10	ビデオテープレコーダー	ビデオ			●
11	電気冷蔵庫	電気冷蔵庫		●	●
12	電気冷凍庫	電気冷凍庫		●	●
13	ストーブ	ストーブ			●
14	ガス調理機器	ガス調理機器		-	●
15	ガス温水機器	ガス温水機器		-	●
16	石油温水機器	石油温水機器		-	●
17	電気便座	電気便座			●
18	自動販売機	自動販売機			●
19	変圧器	変圧器			●
20	ジャー炊飯器	ジャー炊飯器		-	●
21	電子レンジ	電子レンジ		-	●
22	DVDレコーダー	DVDレコーダー		-	●
23	ルーティング機器	ルーティング機器			●
24	スイッチング機器	スイッチング機器			●
25	複合機	複合機			●
26	プリンター	プリンター			●
27	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)		-	●
28	交流電動機	交流電動機			●
				※モーター単体の更新のみ適用対象	
29	ショーケース	ショーケース		-	
30	断熱材	断熱材		-	
31	サッシ	サッシ		-	
32	複層ガラス	複層ガラス		-	

公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ
エネルギー使用合理化等事業者支援事業

工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4463

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>